

## 横浜市恩田地域ケアプラザ介護予防支援 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人みどり福祉会が開設する横浜市恩田地域ケアプラザ指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要支援者である利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の計画を作成し、支援するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 横浜市恩田地域ケアプラザ
- 二 所在地 横浜市青葉区あかね台2丁目8-4

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- 二 担当職員 4名（常勤・非常勤）  
担当職員は、介護予防サービス計画の作成その他必要な指定介護予防支援の業務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日迄とし、祝日も営業する。  
ただし、12月30日から1月3日迄を除く。
- 二 営業時間 月曜日から土曜日 9時00分から18時00分  
日曜・祝日等 9時00分から17時00分

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 三 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画・支援計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 四 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- 五 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 六 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（横浜市条例52号第32条―第34条）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の地域の実施地域は、以下の区域とする。

横浜市	あかね台一丁目、あかね台2丁目、恩田町、松風台、桂台1丁目
青葉区	桂台二丁目、田奈町

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止)

第11条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6か月以内
  - 二 継続研修 年3回
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
  - 4 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みどり福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。